

令和7年度補正予算
省CO2型システムへの改修支援事業 Q & A

改訂履歴
2026/3/31 6Q13,6A13 追加

1. 事業全体に関する質問
2. 提出書類と記載方法に関する質問
3. 参加形態に関する質問
4. 補助金・補助対象設備に関する質問
5. 敷地境界に関する質問
6. 排出量の算定に関する質問
7. 複数年度事業に関する質問

1. 事業全体に関する質問

| | |
|-----|---|
| 1Q1 | 個人・個人事業主は、本事業に目標保有者として参加し、補助金を受けることができますか。 |
| 1A1 | いいえ。個人・個人事業主は公募者の要件から外れています。 |
| 1Q2 | 本事業に目標保有者として参加できる、「特別法の規定に基づき設立された協同組合等」とはどのような法人ですか？ |
| 1A2 | 特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）により定義された法人や協同組合法に基づく農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合等になります。一部の団体については、環境省の確認が必要となります。また公募には、それを証する行政機関から通知された許可書等の写しの提出が必要です。 なお、地方公務員共済組合や国家公務員共済組合連合会は、その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者として認められる場合があります。 |
| 1Q3 | パチンコ店を経営している事業者が、風営法にかかわらない事業所の設備更新を行う場合、申請可能ですか？ |
| 1A3 | 可能です。 |
| 1Q4 | 工場における生産量の増大により、当初設定した削減目標量の達成が見込めなくなりました。目標未達成に際して、これらの事情について考慮はなされるのでしょうか。あるいは、当初設定した削減目標量は未達成となるものの、生産量あたりの排出量（原単位）では改善している場合、考慮はなされるのでしょうか。 |
| 1A4 | 事業完了後3年間、削減量を含めた事業の効果等を記載した事業報告書を提出いただきますが、事業報告書にて目標未達の理由を記載してください。削減量が目標に達しない場合は、改善策の提示を求めることがあります |
| 1Q5 | 採択後に辞退は可能ですか。 |
| 1A5 | 可能です。辞退届（協会指定様式）を提出してください。 |
| 1Q6 | 交付決定後に辞退は可能ですか。 |
| 1A6 | 可能です。中止（廃止）承認申請書を提出してください。ただし、今年度辞退した実施事業者については、補助事業を円滑に進める観点から、来年度に実施される補助事業に応募された場合採択されないことがあります。 |
| 1Q7 | 工事等の発注先への支払いは手形でもよいですか。 |
| 1A7 | 支払いは金融機関による振り込みとしてください。割賦・手形支払いは認められません。 |
| 1Q8 | 公募要領に、「原則、書類はJグラントで提出ください。」とありますが、紙媒体による申請は認められますか？ |
| 1A8 | Jグラントで申請が難しい場合は、必ず事前に、問い合わせ票にて協会へ相談してください。 |

2. 提出書類と記載方法に関する質問

| | |
|------|--|
| 2Q1 | 工事請負先が事務代行者になれますか |
| 2A1 | 工事請負先、見積者（相見積者も含む）は事務代行者にはなれません。また事務代行委託契約等は可能ですが、費用は補助対象外となります。 |
| 2Q2 | 経費内訳において、消費税は補助対象となりますか。 |
| 2A2 | 補助対象とはなりません。ただし、免税事業者については、消費税も補助対象となりますので、消費税を含めて申請してください。 |
| 2Q3 | ESCO公募を以って相見積に代えることができますか。その場合どのような書類を提出すれば良いですか。 |
| 2A3 | 事前にESCO公募を実施している場合は、複数者の公募応札を前提に、所定の書類を協会に提出することで、相見積に代えることができる場合があります。この場合は、必ず交付申請以前に協会宛相談の上、必要書類の準備をお願いします。 |
| 2Q4 | 中小企業基本法第2条に定義される中小企業のエビデンスとして何を提出すればよいでしょうか |
| 2A4 | 全ての申請者は、直近2期分の財務諸表の提出が必要ですが、資本金で判定できる場合は、直近2期分の財務諸表の提出だけで構いません。資本金だけでは判定できず、従業員数で判定する場合は労働保険概算・確定保険料申告書または厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書を提出してください。 |
| 2Q5 | CO2削減に関係のない補助金交付を受けている場合でも別添の「他の補助事業の利用状況等について」への記入が必要でしょうか。 |
| 2A5 | CO2削減に関係の有る無しに拘らず、補助対象設備に関係のある補助金について記入してください。 |
| 2Q6 | バーナ更新の場合、法定耐用年数はどのように考えれば良いでしょうか。 |
| 2A6 | バーナを更新する場合には、そのバーナ更新する設備を新規導入する場合の法定耐用年数を適用してください。 |
| 2Q7 | 提出書類のうち「敷地境界内の建物などの現在の所有者が確認できる公的な資料」として不動産登記事項証明書（写し）がありますが、オンラインによるサービスを利用して取得したもので問題ないでしょうか。 |
| 2A7 | オンラインによる請求サービスを利用した証明能力のある登記事項証明書（建物）でも、オンライン申請（登記情報提供サービス）による登記事項データでも、ともに問題ありません。 |
| 2Q8 | 建物等の所有者が確認できる資料として、不動産登記事項証明書の準備を進めていますが、まだ不動産登記の手続き中で不動産登記事項証明書が無い場合、代用できるものはありますか。 |
| 2A8 | 固定資産評価証明書で代用できます。ただし、事業完了までに登記し不動産登記事項証明書の写しを提出ください。固定資産税の課税明細書は代用できません。 |
| 2Q9 | 間接工事費の見積りの方法を教えてください。 |
| 2A9 | 公共建築工事共通費積算基準の最新版に準拠してください。大きく分けて、積み上げ方式と比率による方式があります。比率による方式を採用する場合は、補助対象分の間接工事の比率 ≤ 補助対象外の間接工事の比率とする必要があります。 |
| 2Q10 | 見積書と相見積の発行日付と有効期限について教えてください。 |
| 2A10 | 見積書は、交付申請日より以前に発行されたもので、申請時点で見積有効期限内であることが必要です。相見積は、交付申請日より以前に発行されたもので、見積有効期限が見積書と重複する（または一部重複する）ことが必要です。なお、採択された場合は、発注日が見積有効期限内に含まれる見積書が必要となりますのでご注意ください。 |

3. 参加形態に関する質問

| | |
|------|--|
| 3Q1 | 事業の要件で、「基準年度排出量が50t-CO2以上」とありますが、グループ参加の場合、すべての事業所において、「基準年度排出量が50t-CO2以上」が必要でしょうか |
| 3A1 | いいえ。グループ参加全体で「基準年度排出量が50t-CO2以上」であれば構いません。 |
| 3Q2 | 同一法人の工場・事業場は、必ずグループ参加でなければならないのでしょうか。それとも単独参加することも可能でしょうか。 |
| 3A2 | 単独参加で複数の案件として応募することも可能です。 |
| 3Q3 | グループ申請の場合、再生可能エネルギー発電設備/再生可能エネルギー熱供給設備の導入条件である100%自家消費の範囲は、当該設備を導入する工場・事業場のみに限定されますか。 |
| 3A3 | グループ内での100%自家消費となります。（ただし、太陽光発電は補助対象外です。） |
| 3Q4 | グループ申請の場合、補助対象設備の所有者は誰になりますか。 |
| 3A4 | 補助対象設備の所有者は代表事業者に限られます。 |
| 3Q5 | 所有権留保付割賦契約の場合、補助対象となりますか。 |
| 3A5 | 所有権留保付割賦契約は補助事業での利用を認めていません。 |
| 3Q6 | 過去にASSET事業やSHIFT事業に参加した事業者であっても、今回のSHIFT事業に目標保有者として申請することは可能ですか。 |
| 3A6 | 過去のASSET事業実施者は申請できます。 令和5年度および令和6年度(予算年度問わず)が設備更新年度の場合、基準年度排出量の算定は令和7年度のデータで実施してください。 令和7年度(予算年度を問わず)が設備更新年度である場合は申請できません。 |
| 3Q7 | リース会社を代表事業者として採択、交付決定されたが、その後に共同事業者が代表事業者になり、リースを活用しないスキームに変更することはできますか。 |
| 3A7 | 採択、交付決定後の代表事業者・共同事業者の変更はできません。 |
| 3Q8 | 所有権移転ファイナンスリースは可能でしょうか。 |
| 3A8 | 法定耐用年数経過後であれば、リース設備の所有権の移転は可能です。再リースを含め法定耐用年数期間中はリースを継続することが必要です。 |
| 3Q9 | 複数のリース会社を用いることは可能ですか。 |
| 3A9 | 連名申請の要件を満たせば、連名申請することができます。 |
| 3Q10 | 一部設備をリース、一部設備を買い取りといった形態は可能ですか。 |
| 3A10 | 連名申請の要件を満たせば、連名申請することができます。 |
| 3Q11 | 本補助金により導入する設備を複数の事業者間で共同所有することは可能ですか。 |
| 3A11 | 本補助金による設備の所有者は一事業者でなければならないので、複数の事業者間で共同所有する場合は申請できません。連名申請が認められた場合でも、本補助金により導入した設備はそれぞれで所有することになります |
| 3Q12 | 計画策定支援事業の実施者が改修支援事業にグループ申請した場合、加点评価の条件として全ての参加工場・事業場で計画策定支援事業を実施している、または支援機関による支援を受けていることが必要ですか。 |
| 3A12 | 1つ以上の工場・事業場で計画策定支援事業を実施している、または支援機関による支援を受けていることが必要です。 |
| 3Q13 | 転リースは認められますか。 |
| 3A13 | 転リース（事業者が設備等を第三者に転貸することを目的としてリース会社と契約する方法）は禁止となりますので、ご注意ください。 |

4. 補助金・補助対象設備に関する質問

| | |
|------|---|
| 4Q1 | 国の他省庁や地方自治体からの補助金等を受ける場合でも、SHIFT事業に申請することはできますか。 |
| 4A1 | 同一の設備に対して複数の国庫補助金等を受け取る事はできません（SHIFT事業における補助金を受けた設備について、他省の補助金等を受けることはできません）。 複数の国庫補助金等に重複して申請することは可能ですが、重複して採択された場合はいずれかを辞退する必要があります。本補助金を辞退する場合は速やかに協会まで連絡をお願いします。 また、地方自治体による補助金については重複受給可能です。ただし、国からの補助金が地方公共団体を経由して行われる補助事業への申請との重複はできません。詳しくは各自治体にお問い合わせ下さい。 重複が可能な地方自治体による補助金は、SHIFT補助金における所要経費の算定において、寄付金その他の収入として計上する必要があります。 |
| 4Q2 | 国や地方自治体から既に補助金を受けている設備は本事業の申請対象になりますか。 |
| 4A2 | 既に補助金を受けて導入した設備に対して本補助事業を実施する場合は、補助金を受けた執行団体に確認してください。 |
| 4Q3 | 改修支援事業として採択された場合、さらに他省の税制優遇を受けることができますか。 |
| 4A3 | 他省の税制優遇の条件について制約があるか無いか個別に確認して下さい。他の補助金との併用について制約が無ければ、本事業としては、優遇税制との併用を禁止することはしていません。例えば、中小企業投資促進税制を受けることは可能です。 |
| 4Q4 | 改修支援事業で申請する設備以外で、他の補助金との併用ができますか。 |
| 4A4 | 申請しない設備については併用できます。 |
| 4Q5 | 各メーカーにより機器の種類や台数、その他付属する設備等が異なる可能性がありますが、公募申請時にあるメーカーのプランに基づいて様式第1別紙1の整備計画書や別紙2の経費内訳等を作成した場合、実際の機器導入では別のメーカーのプランを採用することも考えられます。この場合整備計画書や経費内訳等が変更になりますが、どの程度の変更であれば問題ないでしょうか。 |
| 4A5 | 交付決定後に交付申請と異なるメーカー、型式、台数を変更することになりますので、交付規程第8条三の規定に基づき、様式第5計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受ける必要があります。 機種変更後の機器の性能は、変更前の機器の性能より同等か優れていることが必要です。変更後の機器の性能が劣り、CO2削減量等が守れない場合は、変更が認められない場合がありますので、ご注意ください。 |
| 4Q6 | 削減効果を報告するうえで、モニタリングのために計量器が必要な場合、計量器は補助対象となりますか。 |
| 4A6 | 効果測定に必要な計量器は、補助対象になります。また導入予定の設備に付随している計量器（燃料タンクに設置されている液面計など）は補助対象としています。しかし、導入する設備に関係のない計量器は、「CO2排出削減に寄与しない周辺機器」に該当するため、補助対象になりません。また購買伝票で把握できる場合等、モニタリングが必要不可欠でない場合で、当該計量器導入に別途費用がかかるものは対象となりません。 |
| 4Q7 | 設備更新に際して、A設備とB設備がある場合、A設備については、交付決定がなされてから2月末までに工事が完了します。一方、B設備については、工事が完了しない恐れがありますので、自己資金で設備を導入し、（交付決定前に）設備を発注する計画です。A設備のみSHIFT事業の補助対象として申請することを考えているが可能でしょうか。 |
| 4A7 | 単年度事業では、2つの設備の工事が事業として一体不可分であるならば、1つの補助事業に当たると考えており、1月末までに工事が完了している必要があります。よって、2つの工事を切り離すことができないならば申請は不可です。一方、例えば2つの工事の契約が分かれていれば、別個の事業として見做すことができるので、今回の申請対象工事が2月末までに完了するA設備のみであるならば申請は可能です。その場合、自己資金等でB設備の導入を行うことを妨げるものではありません。 |
| 4Q8 | 工場の生産を維持するために一定期間設備をレンタルする場合の仮設工事費等は、補助対象となるのでしょうか。 |
| 4A8 | 補助事業に直接的または間接的に必要な経費のみが補助対象であり、工場の生産維持といったCO2排出削減につながらない経費は補助対象にはなりません。 |
| 4Q9 | 部品の更新は補助対象ですか。 |
| 4A9 | 部品の更新は補助対象外です。ただし、燃料転換に伴うバーナ更新は補助対象です。 |
| 4Q10 | 設備機器の本体に保温カバーを装着することにより、ヒータ負荷等が軽減されCO2の削減に貢献する場合は、この保温カバーを補助対象と考えて良いでしょうか。 |
| 4A10 | 更新する設備の本体や付帯する機器・配管の防熱・断熱強化工事に関しては対象となります。既存の設備機器や既存配管の断熱対策は補助対象にはなりません。 |

| | |
|------|--|
| 4Q11 | 電気やガスへの燃料転換を行う場合、LNG/LPG供給設備や受変電設備の追加、あるいは敷地内の電力ケーブルやガス配管等の付帯設備も補助対象となるでしょうか。 |
| 4A11 | 燃料転換により更新される機器（ヒートポンプやボイラ等）が補助対象となる場合は、上記付帯設備も補助対象となります。 |
| 4Q12 | 既設の設備にインバータを追加して高効率化を図った場合、このインバータは補助対象となるでしょうか。 |
| 4A12 | インバータのみの追加の場合は補助対象になりません。ただし、既存のモーター等を高効率モーター等に更新する際にインバータも追加する場合は、このインバータも補助対象となります。 |
| 4Q13 | 更新された既存の機器は、事業完了後、BCP（Business Continuity Plan）対策として予備品またはバックアップとして残すことができますか。 |
| 4A13 | 更新対象または機能の代替対象となった既存機器は、予備品やバックアップとして残すことはできません。撤去または稼働不能状態とすることが必要となります。 撤去または稼働不能状態にする工事は、事業完了までに完了させる必要があります。 |
| 4Q14 | 補助対象外の設備について材料費・労務費・間接工事費の内訳は必要ですか。 |
| 4A14 | 必要です。補助対象外設備が同一の見積書に含まれている場合は、補助対象外設備の間接工事費として、共通仮設費、現場管理費、一般管理費について明記して下さい。 |
| 4Q15 | ルームエアコンは補助対象となりますか。 |
| 4A15 | ルームエアコンは家庭用機器となりますので、補助対象とはなりません。 |
| 4Q16 | 補助対象設備の経費において、例えば本体材料費のみ等を補助対象として他の経費（労務費、間接工事費、付帯工事費等）を補助対象外として申請することは可能でしょうか。 |
| 4A16 | 最低限導入設備の本体が補助対象となっていれば、その他の費用の一部または全てを補助対象外とすることは可能です。ただし、労務費が補助対象外なのに現場管理費が補助対象である等つじつまが合わない申請は認められません。 |
| 4Q17 | 更新機器搬入口の開設工事のため、既設壁面の撤去や鉄骨架台取付け、シャッター取付け、塗装工事を実施しますが、当該費用は補助対象になりますか。 |
| 4A17 | 設備交換に壁等を壊す必要がある場合は、開口、復旧に関する費用は補助対象と認められます。ただし、撤去込みの場合は、補助対象経費は原則1/2とし、現状復帰以上（例えばシャッターを新たに設置等）の復旧費は補助対象外になります。 |
| 4Q18 | エネルギー使用設備の更新と合わせて、そのエネルギー使用設備を制御する制御機器を導入することで考えています。その制御機器で既設の設備も制御しても良いですか。 |
| 4A18 | 補助対象のエネルギー使用設備と合わせて、そのエネルギー使用設備のCO2排出量削減に貢献する制御機器も補助対象で導入することができます。しかし、制御機器が補助対象外設備も制御する場合は、導入する制御機器は一式が補助対象外となります。按分は認めていません。また同様に、エネルギー使用設備の更新と合わせて分電盤を導入する場合も、その分電盤から補助対象外機器へ電源を供給する場合は、分電盤一式が補助対象外となります。 |
| 4Q19 | エスカレーター、エレベーターは補助対象設備ですか。 |
| 4A19 | いいえ。補助対象外設備です。 |
| 4Q20 | 補助対象外となる単純な高効率化の設備・機器に工業炉がありますが、工業炉の範囲を教えてください。 |
| 4A20 | 工業炉とは主に鉄や銅、アルミニウムに熱を加えて加工するための設備をさします。 |
| 4Q21 | 休止中や停止中の設備を改修すること考えていますが、補助対象設備となりますか。 |
| 4A21 | いいえ。補助対象外設備です。 |
| 4Q22 | グループ申請や連名申請の場合、自己託送を伴う改修支援事業は補助対象となりますか。 |
| 4A22 | いいえ。補助対象外です。 |
| 4Q23 | 自主的対策を事業期間内に実施し、その削減効果をCO2排出削減量として算入する場合、完了実績報告時にエビデンスとして何を提出すればよいですか。 |
| 4A23 | 補助対象外経費で導入される設備機器（太陽光発電設備の導入等）の場合は、導入前後の設置状況が分かる全景写真と設備機器の様子が分かる写真（型式銘板等）を提出ください。また、補助対象外経費で実施する対策（既存設備の改造等）の場合は、その証書類の写しを提出ください。 |

5. 敷地境界に関する質問

| | |
|-----|--|
| 5Q1 | 敷地境界とは何でしょうか。 |
| 5A1 | 敷地境界とは、本事業において排出量の算定対象となる事業所の範囲を特定する境界のことです。 |
| 5Q2 | 基準年度期間中に工場・事業場の一部が売却されたため、敷地境界が大幅に変わりました。基準年度の排出量はどのように算定すべきでしょうか。 |
| 5A2 | 変更後の敷地境界にて算定してください |
| 5Q3 | 同一敷地内に自社の工場と事業場があり、電力消費量やガス消費量については別々に把握している場合、事業場のみを算定の対象範囲とすることは可能でしょうか。 |
| 5A3 | 特定の建物のみを除外することはできません。 |
| 5Q4 | 大企業の場合、敷地境界を証明する公的資料として、建築基準法届出、消防法届出、工場立地法届出等が記載されています。これらの書類を探しましたが、見つけれません。どのように対応すればよいでしょうか。 |
| 5A4 | 官公庁に提出することが法律で義務付けされている書類ですので、3種類の内どれかが、必ずあると思われます。官公庁に手続き書類を申請する御社の部署の協力をいただいて、もう一度探してください。 それでもない場合は、官公庁に問い合わせをし、官公庁が保存している提出書類の写しを入手できないか調整してください。書類によっては、入手できないものもあるかと思いますが、建築計画概要書は特定行政庁にて閲覧可能です。 このような手段をとっても公的の書類が無い場合は、事前に協会に相談してください。 |

6. 排出量の算定に関する質問

| | |
|------|--|
| 6Q1 | 弊社は、CO2排出量を算定し、既に環境報告書に記載していますが、それを基準年度排出量とすることはできますか。 |
| 6A1 | CO2排出量計算書に従い提出してください。 |
| 6Q2 | 電力会社（一般電気事業者）以外の電気事業者より電力を購入しています。電力排出係数の低減による排出削減量はどのように計算すればよいでしょうか。 |
| 6A2 | CO2排出量計算書に従い提出してください。 |
| 6Q3 | 基準年度CO2排出量の算定において、令和7年度3月(2026年3月)のデータが応募時に入手できない可能性があります。その場合どのように処理すればよいでしょうか。 |
| 6A3 | 令和6年度3月(2025年3月)のデータを使用してください。 |
| 6Q4 | CO2排出係数がほかの補助事業と異なっているものもありますが、今後も含め統一はしないのでしょうか。 |
| 6A4 | 本事業においては、CO2削減計画書記載の排出係数を使用させていただきます。 CO2削減計画書に記載のない排出係数については、根拠資料を提示することで使用することができます。 |
| 6Q5 | テナント等が入居するなど、建物内に他社が存在する場合の算定はどのように行えばよいでしょうか。 |
| 6A5 | 購入した電気や熱を、一部をテナントに供給している場合は全量自らの排出とみなして下さい。一方、電気や燃料をテナント等が直接購入している場合は自らの排出に含めません。ただし、テナントが共同事業者として目標保有者の一員となっている場合には、テナントが直接購入した電気、燃料についても算定対象とする必要があります。 |
| 6Q6 | 工場・事業場外で利用する営業車等の自動車からのCO2排出は算定対象となりますか。 |
| 6A6 | いいえ。本事業においては、対象工場・事業場内での排出のみが算定の対象となるため、対象工場・事業場に属し、その構内で給油を行う自動車（営業車等）であっても、場外を走行することによる排出は算定の対象となりません。（ただし、場外を走る自動車による排出と、構内を走る自動車による排出とを個別に算出できない場合は、全てを排出量としてカウントする必要があります） |
| 6Q7 | 本制度において、グリーン電力証書分の電力購入量を排出量から控除することはできますか。 |
| 6A7 | いいえ。他者から供給された電気については、全て同じ排出係数を使用するため、グリーン電力証書分の電力購入量を排出量から控除することはできません。 |
| 6Q8 | 弊社の事業期は暦年を使っているのですが、排出量の報告を暦年で行うことは可能ですか。 |
| 6A8 | いいえ。排出量の報告はあくまで年度（4月～3月）で行ってください。 |
| 6Q9 | 基準年度の排出量の算定は直近過去3年間の排出量の平均値(令和5年度～令和7年度)または令和7年度のいずれか任意とすることとされていますが、過去3年間のうち、1年間だけ極端に排出量が少ない(多い)場合には、どうしたらよいでしょうか。 |
| 6A9 | 直近過去3年間の排出量の平均値をとるか、令和7年度を取るかは任意で選択できますので、適切に判断願います。 |
| 6Q10 | 基準年度の排出量の算定は直近過去3年間の排出量の平均値(令和5年度～令和7年度)または令和7年度のいずれか任意とすることとされていますが、事業移転等により過去3年間の排出量のデータが揃わない場合はどうすればよいでしょうか。 |
| 6A10 | 令和7年度の排出量データを使用してください。なお、事業移転の場合、令和7年度に事業移転を実施して令和7年度の排出量データが揃わない場合は応募することはできません。 また、令和5年度及び令和6年度(予算年度を問わず)に実施されたSHIFT事業の補助金を利用して設備機器等を導入した工場・事業場で、設備更新支援実施を検討する場合には、令和7年度の排出量データを使用してください。 |
| 6Q11 | 基準年度において計器類が未設置／一部の機器のみ設置だったので、主要なシステム系統だけで消費されるエネルギー量を把握できません。公募時に提出するCO2排出量計算書／実施計画書の主要なシステム系統のエネルギー量の算定方法はどうすればよいでしょうか |
| 6A11 | 公募要領に記載している「設備更新等によるCO2削減効果の算定ツール」、及び「SHIFT事業CO2削減対策の効果算定ガイドライン」に従って算出してください。 |
| 6Q12 | 大企業において、排出量の第三者検証機関の受検が必要とされていますが、どのように進めればよいでしょうか。 |
| 6A12 | 公募要領に記載している「工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）排出量検証のガイドライン」と「SHIFT事業モニタリング報告ガイドライン」に則って、自らで排出量を算定いただいたのち、第三者検証機関の検証を受けてください。 |
| 6Q13 | 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックは令和8年3月改訂版が発行されていますが、令和7年3月改訂版の数値を使用するのですか。 |
| 6A13 | 令和7年3月改訂版の数値を使用してください。 |

7. 複数年度事業に関する質問

| | |
|-----|---|
| 7Q1 | 複数年度の事業で2年度目の交付申請の提出書類は何か必要でしょうか。 |
| 7A1 | <p>初年度に提出した公募申請書のすべてを提出する必要はありませんが、以下のものの提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 様式第1 交付申請書 ② 様式第1別紙1、別紙2 ③ 別添 導入前後比較図 ④ 見積書 ⑤ 材料費、労務費の単価根拠資料 ⑥ 相見積書 ⑦ システム構成図 ⑧ その他協会が必要とするもの (事業の個別の事情により、必要なものは別途提出を依頼します) |
| 7Q2 | 工事工程の都合上、2年度目の交付決定を待たずに補助事業を開始したい場合はどうすれば良いでしょうか。 |
| 7A2 | <p>2年度目の交付決定前に補助事業を開始する必要がある場合は、交付規程 様式第16「翌年度補助事業開始承認申請書」を協会に提出して承認を受けて下さい。なお、この手続きをした場合でも、当年度事業完了日の後から3月31日までは事業期間外となり補助事業を実施できず、また、早期着手できる日は、協会が大臣から交付決定を受けた日から、補助事業者が翌年度における補助事業に係る交付決定を受ける日の前日までとなります。更に、年度毎の交付申請書を提出して交付決定通知書を受ける必要があります。</p> |
| 7Q3 | 複数年度の事業の場合、年度毎に完了実績報告書の提出を求められていますが、何をもちて事業完了と見做すのでしょうか。 |
| 7A3 | <p>初年度は2月13日、2年度目以降も2月13日までに、発注書や契約書に基づく検収条件に従った成果品（設計図書、設備機器購入、工事実績等）の検収及びその対価となる支払いが完了したことをもちて事業完了とします。（単年度の場合と同様、支払のみが未了の場合は、同期間内に請求書が発行されている場合を含みます。）また、複数年度の各年度に1,000円以上の補助対象経費の発生が必要です。</p> |
| 7Q4 | 複数年度の事業では、初年度で工事が完了していないため、初年度の完了実績報告書に写真アルバムを準備することができません。どのようにすれば良いでしょうか。 |
| 7A4 | <p>年度毎に計画している工事内容、範囲に係る写真（設備が納品されていない場合は不要）の添付が必要です。このためにも年度毎の区切りを明確にしておく必要があります。</p> |
| 7Q5 | 複数年度の事業で、初年度は設計費のみの発生の場合でも補助対象となりますか。 |
| 7A5 | <p>補助対象になります。 設計、設備、工事等の項目ごとにその金額相当の成果品があることが条件となります。</p> |
| 7Q6 | 複数年度事業の初年度の交付申請の見積は2年分まとめてとって良いでしょうか。 |
| 7A6 | <p>複数年度事業を1つの見積書にまとめてとって構いません。ただし、経費は年度毎に明確に区分しておく必要があります。年度毎に別々の見積書をとって構いません。ただし、2年度目の交付申請時および契約時に見積が有効である必要があります。</p> |